

<H22. 8. 20 第 67 回社会保障審議会介護給付費分科会 ヒアリング要旨>

社会福祉法人 射水万葉会 常務理事 矢野恵三

《一部ユニット型施設について》

現状の新型特養の個室ユニット型施設は、低所得者（生活保護者）等が利用できない仕組であり、介護保険法の精神及び憲法 25 条に照らしても明らかに差別的制度政策と言わざるを得ない。

- ①経済的理由による選択肢を広げるべきと思います。
- ②利用者の状態による、介護的な要請による選択肢を広げるべきと思います。
- ③介護者の対応が柔軟に展開できる。

(結論)

全室個室ユニット型施設だけでなく、混合型「(例) 二上万葉苑」や一部ユニット型も、あらゆる面で多様化した現状から地域の実状により、施設整備をすべきであり、全室個室ユニット型にこだわるのは如何なものであろうか。

(例) 二上万葉苑は

完全個室と 4 人部屋(4 人個室)の混合型ユニットによる従来特養です。

※従来型施設の多床室についても、雑居型ではなく、プライバシーに配慮した完全個室ではないが、準個室型を推進すべきと思います。

※大変厳しい財政状況から資金の効率化を図り、利用者負担も軽減できる。一方、余裕のある利用者には個室ユニットを利用して頂けたら良いのではないのでしょうか。

○今後は柔軟な政策を実施して頂きたいです。

－特養の現状から－

ユニット方式（10人以下）は、時代遅れと思います。

重度者優先入所で、介護度4～5度の方しか入所できなくて、しかも終末ケア、看取りケアを要請されている特養の現状では、利用者と共に御飯を炊いたり、盛り付けたり、後片付け等を行なう事を前提としたユニット方式は、現場実態からかけ離れており明らかに、時代錯誤と言わざるを得ません。

この方式による場所、設備、資金の無駄をはぶくべきであり、グループ（14～16人）個別ケアを推進し、完全個室、準個室化を制度、政策化すべきと思います。

（例）仮に2人で8人を介護するより、4人で16人を介護する方があらゆる面で良いと思います。

《ユニット型個室の利用料》 について

◎第2段階の人

		——	80万以下の方
介護費	15,000	——	高額介護サービス費による払い戻しにより、実質負担額
食事費用	$390/\text{日} \times 30 \text{ 日}$ 11,700	——	補足給付により
居室費用	$820/\text{日} \times 30 \text{ 日}$ 24,600	——	〃

$$\text{合計} = \underline{\underline{51,300/\text{月額} \times 12 \text{ ヶ月}}} = \underline{\underline{615,600/\text{年額}}}$$

◎第3段階の人

		——	80万以上の方
介護費	24,600	——	高額介護サービス費による払い戻しにより、実質負担額
食事費用	$650/\text{日} \times 30 \text{ 日}$ 19,500	——	補足給付により
居室費用	$1,640/\text{日} \times 30 \text{ 日}$ 49,200	——	〃

$$\text{合計} = \underline{\underline{93,300/\text{月額} \times 12 \text{ ヶ月}}} = \underline{\underline{1,119,600/\text{年額}}}$$

むしろ、

第2段階より、第3段階の方が、実質的に利用出来ない方が多いと推測されます。

二上万葉苑

- 特別養護老人ホーム
- ショートステイ(短期入所)
- 通所介護

- 居宅介護支援事業
- 地域包括支援センター
- 配食サービス



ゆとりと個人の自由を大切にする

生活の場であった家庭の延長として、お年寄りが当たり前の普通の生活ができるように、「家庭に近い施設」を目指しました。全室個室対応を実現し、個人の生活を尊重、それぞれタイプの違った居室や設備で画一性を避け、お年寄りの多様な希望やニーズに応えます。各フロアにはパブリックスペースを設け、友人との出会いの場、小さな地域社会に似た、コミュニケーションの場を作り出しています。

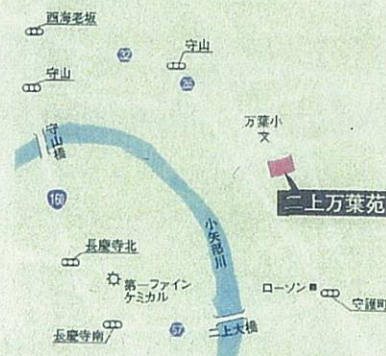


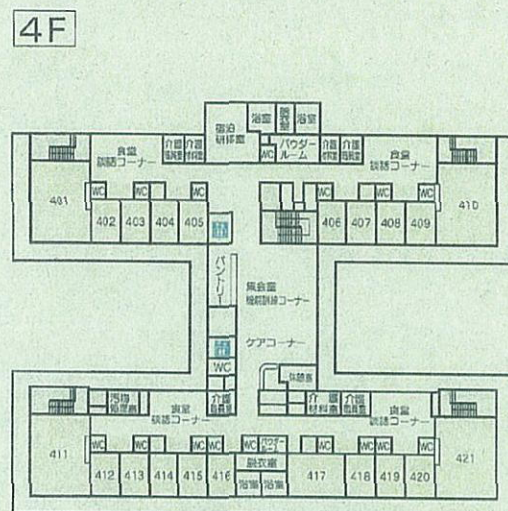
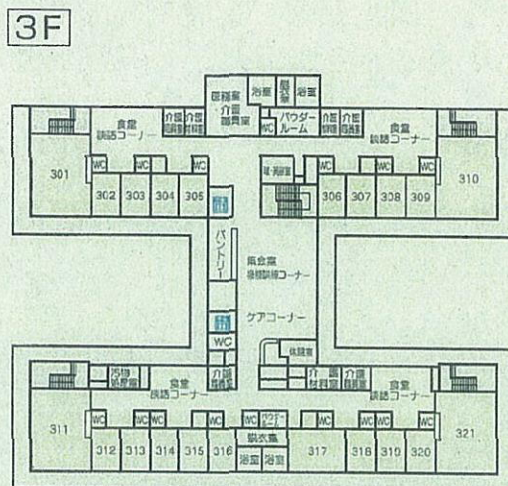
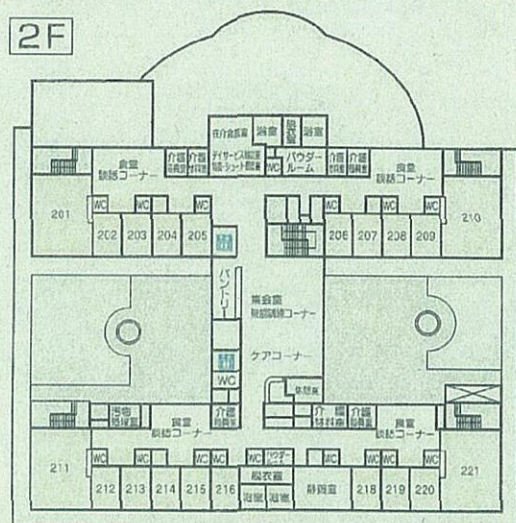
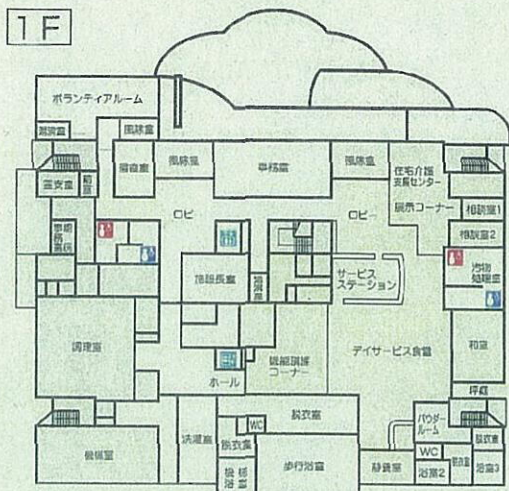
施設概況

所在地／富山県高岡市二上町1004番地 TEL 0766-25-0808 FAX 0766-29-0111

施設開設／平成15年4月1日

定員／入所 80名、ショートステイ(短期入所) 20名、通所介護 50名





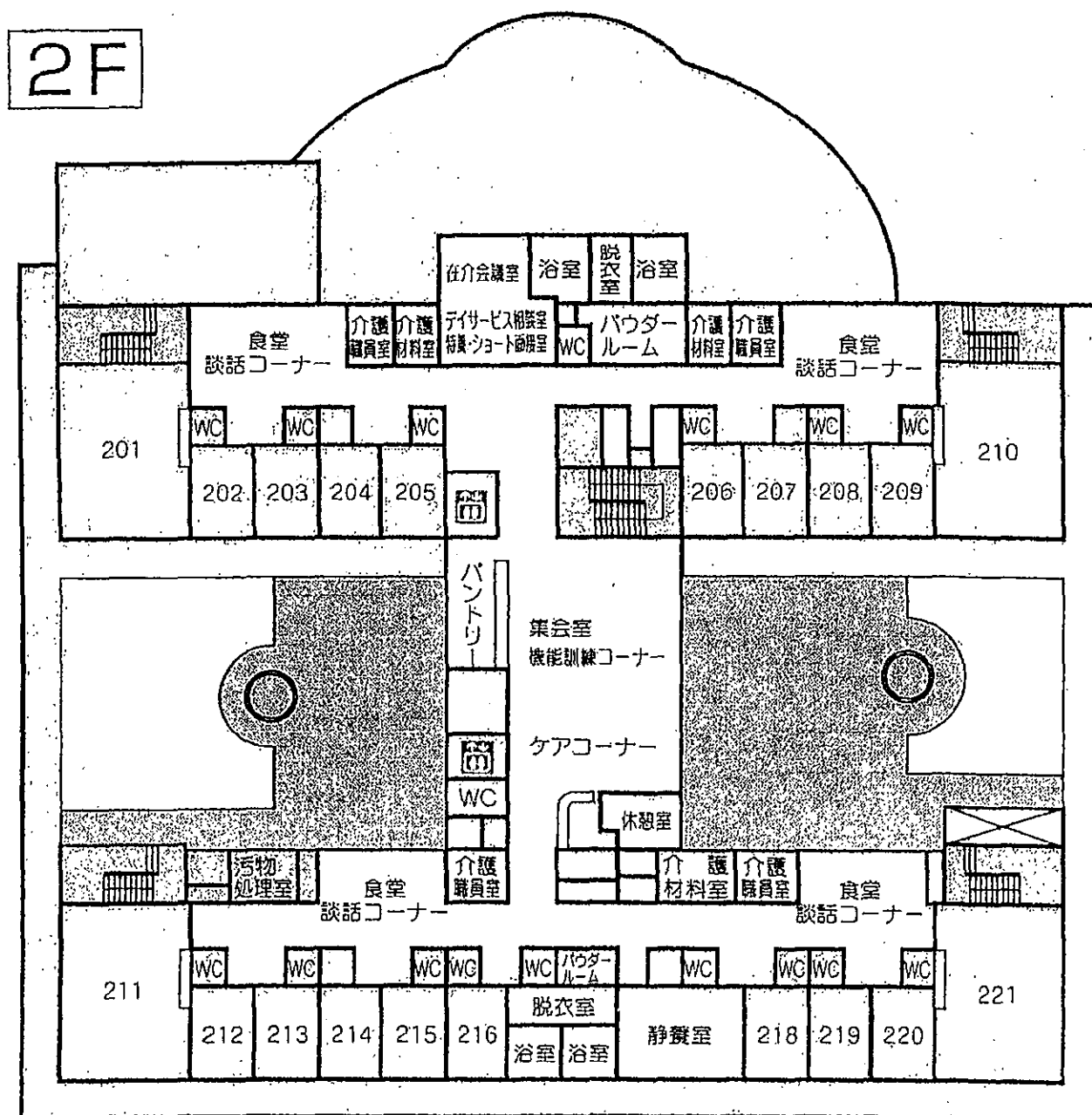
■法人の沿革

- 昭和57年 9月 9日 社会福祉法人射水万葉会設立認可
 昭和58年 4月 1日 特別養護老人ホーム射水万葉苑開設
 (入所定員80名)
 平成元年 2月 1日 デイサービスセンター (A型) 事業
 受託
 平成 3年 4月 1日 ショートステイ整備 (入所定員20名)
 在宅介護支援センター事業受託
 平成 7年 4月 1日 デイサービスセンター (E型) 事業
 受託
 平成11年 4月 1日 特別養護老人ホーム射水万葉苑拡張
 平成12年 6月12日 特養 (30名)、ショートステイ
 (20名) 計50名増床
 特養 (110名)、ショートステイ
 (40名) 計150名
 デイサービス (45名)
 平成13年 4月 1日 ケアハウス万葉開設 (定員70名)

■建設概要

- 施設名称 特別養護老人ホーム二上万葉苑
- 所在地 高岡市二上町1004番地
- 設置経営 社会福祉法人 射水万葉会
- 敷地面積 6,180.99㎡
- 建物概要 建物延面積 6,385.01㎡
 (内訳) 特別養護老人ホーム 4,418.88㎡
 ショートステイ 846.35㎡
 地域交流スペース 356.78㎡
 デイサービスセンター 604.36㎡
 在宅介護支援センター 158.64㎡
 建物構造 鉄筋コンクリート造5階建
- 施設定員 特別養護老人ホーム 80名
 ショートステイ専用居室 20名
 (居室) 1人部屋 48室 48名
 2人部屋 2室 4名
 4人部屋 12室 48名 (個室対応)
 合 計 62室 100名
- 施設特徴 住環境 ユニット型 (12ユニット)
- 併設施設 デイサービスセンター 30名
 在宅介護支援センター
- 工事概要 設計管理 ㈱サン・プランニングシステム
 施工業者 建築 東亜建設工業㈱
 空調 新菱冷熱工業㈱
 電気 柴田電気工事㈱
 工事期間 着工 平成14年5月25日
 竣工 平成15年2月28日

参考図) 2階フロア 居室 201~220・食堂・談話コーナー・喫茶コーナー
 集会室・機能訓練コーナー・ケアコーナー・在宅介護会議室・デイサービス相談室
 特養ショート面接室・静養室



201~205 さくらユニット・206~210 ひまわりユニット
 211~216 ゆりユニット・218~220 ぼたんユニット

















ユニットケアの長所

- ユニットが小規模単位なので、在宅の生活に近づけていける。
- 時間の束縛がないので、入居者のペースで生活できる。
- 時間がゆっくりで、入居者ひとりひとりに関わる時間が長い。
- ひとりひとりと、より深く関われることで、職員は、入居者の毎日の変化にも敏感になれるほか、入居者にも安心感をもっていただける。
- 入居者のことが、より良く理解できることから、その方に合った介護ができ、問題行動を減らすことができるほか、入居者と職員の間に、信頼関係が生まれる。
- 入浴は、入居者本位で入っている。
- ひとりひとりの入浴時間が長く、ゆったりできる。
- 排泄ケアは、入居者が希望した時に、随時トイレ誘導、オムツ交換ができる。
- 排泄の訴えが、できない入居者に対しても、排泄のサインを見逃すことなく、トイレ誘導ができるため、オムツの着用を強いることもなく、放便、放尿を減らすことができる。
- オムツ外しを進めることができ、ADLの向上につながる。
- 個室化によりプライバシーと個性の尊重が可能であるほか、テレビの音や照明の点灯、室温管理、臭いに伴う換気などを、他の入所者を気にすることなく、自由に選択できる
・・・等。

ユニットケアの短所

- 要介護度など、入居者の状態によって、関わりに差がでるほか、自立の方に関わる時間が少なくなるため、不公平感がある。
 - 入居者同士の相性が合わない場合、居室やユニットの変更が容易ではない。
 - 入居者と職員の相性が合わない場合、仕事がやりにくく、入所者も気まずい思いをする。
 - 職員ひとりひとりの介護力に、差が生じやすく、均一の介護になりにくい。
 - 個室化により、居室での転倒など、死角での事故が起こりやすく、安全面に不安がある。
 - 入居者の性格によっては、過剰介護になりやすく、自立支援の妨げになる場合もある。
-
- 従来ケアより人手が多くかかる。

個室の持つ利点

- プライバシーと個性の尊重
- テレビやラジオの音に対しての自由選択
- 照明の点灯における光の自由選択
- 温度(室温)管理の自由選択
- においに伴う換気の自由選択
- 他人への気づかいが少なく、ストレスが著しく軽減される。